

(様式 2)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	浜 松 市

浜松市鳥獣被害防止計画 (令和 4 年度～6 年度)

<連絡先>

担当部署名	浜松市役所農業振興課
所在地	浜松市中区元城町 103-2
電話番号	053-457-2332
F A X 番号	050-3737-9278
メールアドレス	noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル（以下「サル」という）、ニホンジカ（以下「シカ」という）、カモシカ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、ノウサギ、カラス、ヌートリア
計画期間	令和4年度～6年度
対象地域	浜松市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

①農業

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積(a)	金額(千円)
イノシシ	稲	249	1,203
	果樹	12,013	30,670
	野菜	192	1,285
	いも類	134	1,548
	工芸作物	1	8
	その他	50	385
	合計	12,639	35,099
サル	稲	3	34
	豆類	1	34
	果樹	19	378
	野菜	19	123
	いも類	3	86
	その他	4	79
	合計	49	734
シカ	稲	191	1,189
	豆類	18	1,008
	雑穀	3	0
	果樹	402	3,420
	野菜	116	2,751
	いも類	55	946
	工芸作物	32	13
カモシカ	その他	14	182
	合計	831	9,509
	稲	18	204
	果樹	0	0
カラス	野菜	3	3
	合計	21	207
	ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、ノウサギ	8	37
	果樹	329	1,542
カラス	野菜	154	4,150
	合計	491	5,729
	雑穀	30	200
	果樹	1	46
	野菜	70	16
	その他	5	16
	合計	106	278

ヌートリア (※令和4年度より追加)	稻	—	—
	野菜	—	—
	いも類	—	—
	合計	—	—
合計		14,137	51,556

(「令和2年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査票」より)

②林業（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	樹種	被害数値（面積（a））
シカ	スギ・ヒノキ	1,930
カモシカ	〃	1,921

(シカ：「森林被害報告年報」、カモシカ：「カモシカ保護管理計画（各地区）」より)

（2）被害の傾向

イノシシ

被害作物は果樹、稻、野菜、いも類など多岐に亘り、直接的な農作物被害のほかにも、掘り返しによる圃場の穴や法面崩壊が事故や怪我の原因になっている。

被害が多い北区では、防護柵の整備が進んだことで被害量は抑制されつつあるが、未整備圃場に被害が移っている。また、市街地に近い人家周辺の圃場や家庭菜園にも被害が発生している。

○生息地域 西区、北区、浜北区、天竜区

サル

主な生息域は中山間部であり、一部地域では被害の減少も見られるが、市街地近辺にも出没し、果樹や野菜、いも類など多岐に亘って被害が発生している。全体的には被害面積が減少傾向にあるが、人馴れに伴い、市民への威嚇や家屋破壊行為も見られ、登下校時の児童などへの安全確保が必要となっている。

○生息地域 北区、浜北区、天竜区

シカ・カモシカ

被害作物は果樹、野菜、稻、豆類など多岐に亘り、被害は拡大傾向にある。また、生息区域に拡大傾向が見られ、既被害地域においても生息頭数の増加が推測される。

○生息地域 北区、浜北区、天竜区

ハクビシン・タヌキ・アライグマ・アナグマ、ノウサギ

ここ数年の被害は横ばいで推移している。ハクビシンによる被害が最も多いが、アライグマについても生息域の拡大が推測される。農作物被害に限らず、人家等への侵入による建物被害も拡大している。ノウサギは、改植後のミカン圃場の苗木に被害を与えており、防護柵の整備圃場であっても、わずかな隙間から侵入するため対応に苦慮している。

○生息地域 市内全域

カラス

雑穀、果樹、野菜など農作物全般に被害が発生しているほか、市街地に営巣することによる環境被害や停電被害などが報告されている。生息・活動域が市街地から山間部までと幅広い。

○生息地域 市内全域

ヌートリア

これまで、西区や北区を中心に目撃されてきたが、天竜区を除く市内全域に目撃情報が拡大している。

河川流域や水路周辺の田畠では、稲や野菜などの農作物の被害と合せて、堤防や畔の破壊などの被害が発生している。

○生息地域 市内（天竜区以外）

（3）被害の軽減目標

被害金額について現状値から毎年度前年比5%の減少を目標値とする。

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害面積	141.4ha	115.2ha
被害金額	5,157万円	4,201万円

※被害面積及び被害金額は本計画の対象鳥獣の積算値。

（4）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【浜松市の活動】</p> <ul style="list-style-type: none">・市内猟友会等への捕獲奨励金交付（国の鳥獣被防止総合対策事業交付金及び浜松市野生動物捕獲事業費補助金）・浜松市アライグマ防除実施計画による活動・カモシカ個体調整（浜松市カモシカ管理計画に基づく）・捕獲わなの購入に対する補助金交付（浜松市動物被害対策事業費補助金） <p>【浜松地域鳥獣被害対策協議会の活動】</p> <ul style="list-style-type: none">・イノシシ捕獲わな（箱わな）の設置 <p>【鳥獣被害対策実施隊の活動】</p> <ul style="list-style-type: none">・GPS首輪を用いたサルの生息状況調査・わな通知システム機材導入・シカ自動捕獲システム設置	<ul style="list-style-type: none">・猟友会員の減少や高齢化により、今後の捕獲活動の継続が懸念され、新たな担い手確保が急務。また、防疫対応などの処理にかかる負担が増加している。・捕獲後の止め刺しや、わなにかかりにくい個体の捕獲に銃が必要であるが、新規銃猟免許取得者が非常に少ない。

防護柵の設置等に関する取組	<p>【浜松市の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵、追払い資材及び忌避効果資材の購入費に対する補助金交付（浜松市動物被害対策事業費補助金） ・野猿対策犬の購入費又は養成費に対する補助金交付（浜松市動物被害対策事業費補助金） <p>【浜松地域鳥獣被害対策協議会の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の鳥獣被害被害防止対策事業を活用した防護柵（ワイヤーメッシュ及び電気柵）の設置 ・鳥獣被害防止対策基本講座の開催 ・鳥獣被害対策研修会の開催 ・鳥獣被害対策基本講座講師養成研修会の開催 ・寸劇による児童鳥獣被害対策勉強会の開催 ・センサーダブルによる加害獣調査 <p>【鳥獣被害対策実施隊の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の点検及び設置指導 ・被害状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設防護柵において、草の繁茂や通電していない電気柵等、不適切な管理が見受けられる。また、高齢化が進行し、防護柵設置に係る労務が担えない。 ・鳥獣被害対策に関するノウハウや基幹となる人材がいる地域、いない地域の格差が大きい。
生息環境管理その他の取組	<p>【鳥獣被害対策実施隊の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の設置 ・放任果樹の伐採 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理が必要な場所に対し人材が不足している。 ・生息環境管理に関するノウハウの習得や、基幹となる人材育成が必要。

（5）今後の取組方針

- | |
|--|
| <p>1 捕獲及び防除の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲圧を保つため、猟友会等関係団体に対し報奨金を交付する。 ・国や市の制度を活用し、集落ぐるみの防護柵の設置や管理、緩衝帯の設置、追上げや追払い活動、放任果樹の除去、作物残さや未収穫野菜の適正処分など、集落が主体となった有害鳥獣を寄せ付けない総合的な環境づくりのための体制整備を推進する。 ・静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー（以下「県アドバイザー」という）や鳥獣被害対策実施隊員による集落巡回指導を推進する。 ・捕獲効率向上と作業負担軽減のため、ICT機器やGISの活用を推進する。 <p>2 被害防止対策の担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許の新規取得者確保のための広報活動（狩猟免許試験等の案内）を行う。 ・鳥獣被害対策実施隊員や県アドバイザーの各種研修受講を支援する。 ・被害地域の市民や、幼児から学生を対象とした勉強会を行う。 <p>3 被害防止対策の情報の提供及び収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民講座や集落勉強会を行い、鳥獣被害対策の知識の普及及び啓発を図る。 ・被害対策先進地事例や有識者等から情報収集を行う。 ・国の鳥獣被害防止総合対策交付金のほか、多面的機能支払交付金、中山間直接支払交付金など、活用可能な事業の周知を図る。 <p>4 被害状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの情報、猟友会や鳥獣被害対策実施隊の情報、現場確認などにより、被害の実態を的確に把握する。 ・有害鳥獣について、関係機関との連携により生息状況と生態調査を行う <p>5 捕獲獣の資源活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ及びシカについて、地域資源としての有効活用について調査及び研究を行う。 |
|--|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

年度	捕獲体制	
令和 4~6 年度	静岡県西部猟友会 浜松東分会、浜松西分会、 浜松南分会（南支部、雄踏支部、舞阪支部）、 浜松北分会、浜松中央分会、浜北分会、 引佐分会（引佐支部、細江支部、三ヶ日支部）、 天竜分会（天竜支部、龍山支部）、 春野分会、佐久間分会、水窪分会 三ヶ日町有害鳥獣駆除対策協議会	浜松市内の農協や市民からの依頼を受けて、各地区的猟友会又は有害鳥獣駆除を目的とした団体に、対象鳥獣の捕獲を依頼。捕獲実績に対して奨励金を支出。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4~6 年度	イノシシ サル シカ ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ ノウサギ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊において、生態調査などの効率的な捕獲に資する活動に取り組む。 ・被害状況の調査結果に基づき、地域間の優先度を検討し、被害地域との連携の下、迅速かつ安全に被害防止目的捕獲を実施する。 ・捕獲者確保に向けて「銃猟免許」の取得及び更新に対する支援を行う（浜松市野生動物捕獲者支援奨励金）。 ・ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。 ・カモシカは防除対策のみでは被害防止が図れない場合、第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）、静岡県カモシカ管理実施計画及び浜松市カモシカ管理計画に基づき、年度ごとに捕獲数と地区を定めて捕獲を実施するため、本計画には記載しない。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定考え方					
イノシシ：防護柵の整備と捕獲圧の強化、さらに豚熱の影響により、令和2年度から捕獲頭数の減少がみられる。しかし、防護柵未設置圃場へ被害がシフトしていることや豚熱拡散防止のための捕獲圧強化の継続が必要なことを踏まえ、防護対策と捕獲圧を強化する。					
サル：被害状況が横ばい傾向にあることから、防護対策と捕獲圧を継続する。					
シカ：被害額は拡大傾向にあり、さらに生息域の拡大が推測されることから、捕獲実績と現状を踏まえて設定する。					
その他獣種：被害額及び捕獲実績を踏まえて設定する。					
捕獲実績					
有害捕獲事業(単位:頭)					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合 計	平均
イノシシ	1,040	1,210	511	2,761	920
サル	108	155	105	368	123
シカ	548	620	718	1,886	629
ハクビシン	213	177	197	587	196
タヌキ	64	118	95	277	92
アライグマ	4	2	7	13	4
アナグマ	38	61	52	151	50
ノウサギ	5	6	0	11	4
カラス	157	102	130	389	130

※頭数は、市の捕獲に関連した補助事業の実績に基づいている。

対象鳥獣	捕獲計画数等（単位 頭）		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
イノシシ	900	900	900
サル	120	120	120
シカ	930	930	930
ハクビシン・タヌキ・アライグマ・アナグマ・ノウサギ	360	360	360
カラス	140	140	140

捕獲等の取組内容		
対象鳥獣	捕獲方法・箇所	1回の申請上限数及び期間
イノシシ	銃又はわな 通年 箇所 市内全域	600頭、12カ月以内
サル		40頭、6カ月以内
シカ		600頭、12カ月以内
ハクビシン		制限なし、12カ月以内
タヌキ		30頭、3カ月以内
アライグマ		制限なし、12カ月以内
アナグマ		30頭、3カ月以内
ノウサギ		150頭、3カ月以内
カラス		600羽、3カ月以内

※カモシカは県カモシカ管理検討会での審議に基づき決定。

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
浜松市内：カモシカを除き権限委譲済み	

4. 防護柵の設置等に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
イノシシ、サル、シカ、カモシカ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、ノウサギ、カラス、ヌートリア	大規模防護柵 WM 柵：15.4 km その他電気柵等	大規模防護柵 WM 柵：15.4 km その他電気柵等	大規模防護柵 WM 柵：15.4 km その他電気柵等

※WM 柵：ワイヤーメッシュ柵。

（2）侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4~6 年度	イノシシ、サル、シカ、カモシカ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、ノウサギ、カラス、ヌートリア	県アドバイザー及び鳥獣被害対策実施隊員の育成を行い、環境診断に基づいた防護柵等の設置や管理を集落自らができるよう誘導する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

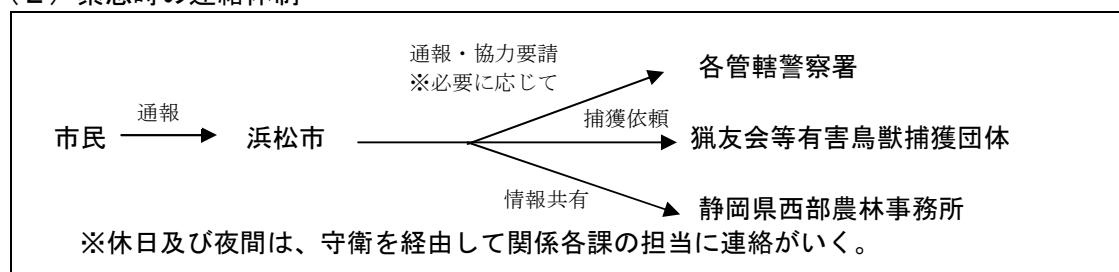
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4～6年度	イノシシ、サル、シカ、カモシカ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、ノウサギ、カラスヌートリア	緩衝帯の設置、追上げや追払い活動、放任果樹の除去、作物残さや未収穫野菜の適正処分など、集落が主体となった有害鳥獣を寄せ付けない総合的な環境づくりのための体制整備を推進する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
浜松市 林業振興課、農業振興課 協働センター（水窪、佐久間、龍山、春野）	連絡窓口及び捕獲等実際の対応

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲した対象鳥獣は、自家消費あるいは捕獲現場での速やかな埋設処分を原則とする。
- ・食用として利活用する場合は、学術研究または関係法令を遵守し、「静岡県の野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン」等を参考とする。
- ・捕獲した鳥獣を資源として有効活用するための情報収集及び提供を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在は、自家消費あるいはジビエなど食肉利用が中心であるが、様々な利活用のニーズを把握し、有効活用に向けた調査及び研究を進める。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設運営管理上の課題や処理肉の販売ルートの開拓方法等について情報収集を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工に携わる者に対して「静岡県の野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン」等を参考として衛生管理を行うよう周知徹底を図る。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	浜松地域鳥獣被害対策協議会 ※事務局：浜松市農業振興課
構成機関の名称	役割
林野庁関東森林管理局 天竜森林管理署	鳥獣被害防止に関する連携
静岡県西部農林事務所	
浜松市農業振興課、林業振興課、各協働センター	専門的アドバイス、助言及び 鳥獣被害防止に関する連携
農林技術研究所 森林・林業研究センター	
静岡県西部獣友会	
鳥獣保護管理員	森林被害対策の情報提供 及び協力体制の強化
森林組合 (天竜、春野、龍山、佐久間、水窪町、引佐町)	
農業協同組合 (とぴあ浜松、三ヶ日町、遠州中央)	
三ヶ日町有害鳥獣駆除対策協議会	農作物被害対策の情報提供 及び協力体制の強化

※構成機関に所属する県アドバイザーについても、専門的アドバイス、助言の役割を担うこととする。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和2年度 構成人数 21人（市職員隊員9人、民間隊員12人）

活動内容

- (1) 鳥獣被害防止施策に関する勉強会その他の講習会の開催
- (2) 鳥獣被害の防止を目的とした防護柵の設置及び管理の支援
- (3) 鳥獣被害を防ぐための集落環境管理に関する活動
- (4) 鳥獣被害の実態調査

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策に関する意識啓発のため、個人規模から集落単位までを対象として、講習会・研修会等を実施し、被害を軽減できる集落環境づくりのための体制整備を推進する。なお、平成29年度からはこの一環として鳥獣被害対策実施隊員がより身近な講師として努めている。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

静岡県農林産物野生鳥獣被害対策連絡会に加盟（参加）しており、県内の各関係団体との連携を図っている。